

神戸市内にのみ主たる事務所・従たる事務所がある

NPO 法人のみなさまへ



## 特定非営利活動促進法等の改正に伴い 手続き等が変わります!!

特定非営利活動促進法及び神戸市特定非営利活動促進法施行条例・規則が改正されました。改正の詳細については、以下 URL 先をご覧ください。

内閣府ホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei> ⇒



### 【手続きの変更点】

- ① 令和3年4月1日～  
神戸市に提出する申請書の押印が不要になります。
- ② 令和3年6月9日（予定）～  
設立・定款変更・合併の登記の完了届出時の添付書類であった  
「認証に関する書類（認証書）の写し」の提出が不要になります。

#### 【担当】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 12 階  
神戸市企画調整局つなぐラボ（NPO 法人担当）

（電話）078-322-6837